

美空 ~MISORA~ 第192号

発行日:2025年 8月8日

発行者:NPO 法人 電線のない街づくり支援ネットワーク
理事長 高田 昇

目次 INDEX

- ・活動報告 合同理事会 …… 1
- ・6/20 開催、第 17 回 NPO 無電柱ネット
総会セミナー概要報告 …… 2
 - ▶近畿地方整備局における無電柱化の取組みについて
 - ▶無電柱化の取組状況と観光地における無電柱化
 - ▶法定第3期無電柱化推進計画の策定に向けて

特定非営利活動法人
電線のない街づくり支援ネットワーク
THE NETWORK FOR NON POLE COMMUNITY

【活動報告】

2025 年 7 月 17 日(木)17:30~18:10

合同理事会

WEB: Cisco Webex 参加者: 15 名

1. 事務局報告

6/16(月) 国交省、令和 7 年度第1回無電柱化推進のあり方検討会

→6/20 の総会セミナーの国交省講演や推進展での小冊子7で反映されている。

6/24(火) 東京理事会・東京活動委員会 住友林業会議室 M-6

東京活動委員会では(一社)日本能率協会の田中様、飯村様より、今年の第 13 回無電柱化推進展のご案内をしていただく。

後半の事務局からの総会報告、無電柱化推進展・NPO ブースでのアピール点をご案内する予定でしたが、通信環境が悪化し、思ったような発表をご提供することができなかった。

7/17(木)東京理事会・合同理事会

7/17(木)北海道活動委員会→途中、村山支部長ほか、合同理事会に参加

7/23(水)~25(金) 第 13 回無電柱化推進展 東京ビッグサイト東展示棟

無電柱化を推進する市区町村長の会R7-1 勉強会も兼ねる。

首長会事務局さまとは、第1回(無電柱化推進展)、第2回(無電柱化の日イベント)、第3回(11/21 下関)で勉強会の日程を決定済。

7/30(水)国交省、令和7年度第1回無電柱化推進技術検討会

NPO 大阪の全国技術委員会で検証している T-25 問題をまとめて、提出する予定

8/7(木)東京理事会、合同理事会、東京活動委員会

所用により、住友林業会議室をキャンセルして WEB で運営

8月に第 10 回全国技術委員会OSAKAを開催予定。

日程・テーマ未定。

10 月に無電柱化住宅見学会を予定

11/10 のNPOとしての無電柱化の日イベントjをどうするか?

11/8(土) 大阪国道事務所の無電柱化イベント(予定)

11/4(火)~11/10(月)北海道全道一斉パネル展

11/21(金)首長会第3回勉強会(下関)

2. 北海道支部の意見紹介について

添付の資料をもとに村山支部長が説明

3. 次回の予定

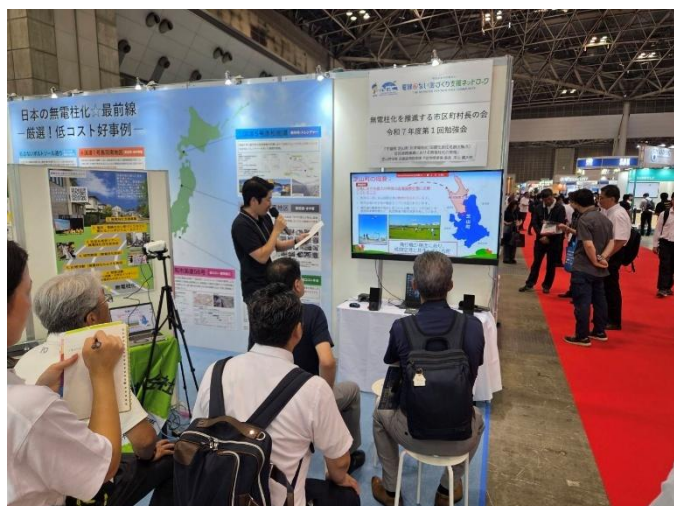
8/7 (木)17:00~17:30 東京理事会

17:30~18:00 合同理事会

18:30~19:10 東京活動委員会

住友林業会議室 M-6←完全 WEB に切り替え

同日に開催されました**東京理事会(17:00~17:30)**は東京活動委員会(8/7)の予定について、無電柱化推進展の進捗状況について、無電柱化住宅見学会の予定について、11/10の無電柱化の日イベントについて検討致しました。



無電柱化推進展 ミニセミナー講演の様子



6/20 開催 第 17 回 NPO 無電柱ネット総会セミナー 概要報告

- ▶ 近畿地方整備局における無電柱化の取組みについて
- ▶ 無電柱化の取組状況と観光地における無電柱化
- ▶ 法定第3期無電柱化推進計画の策定に向けて

大阪市立総合生涯学習センター
5 階 第 1 研修室

国土省 道路局 藤井課長補佐のご講演

日時: 6 月 20 日(金) 17:00～18:40

場所: 大阪市立総合生涯学習センター 5 階 第 1 研修室

参加者: 一般参加を含む 58 名(会場参加者 29 WEB 参加者 29 名)

◇当日のスケジュール◇

- | | | |
|-----------------------------------|--------------|-------------|
| 1. 主催者挨拶 | 理事長 高田 昇 | 17:00～17:05 |
| 2. 「近畿地方整備局における無電柱化の取組みについて」 | | 17:05～17:25 |
| 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課 課長補佐 大前利夫 | | |
| ※質疑応答 | | 17:25～17:35 |
| 3. 「無電柱化の取組状況と観光地における無電柱化」 | | 17:35～18:15 |
| 国土交通省 道路局 環境安全・防災課 課長補佐 藤井久暢 | | |
| ※質疑応答 | | 18:15～18:25 |
| 4. 「法定第 3 期無電柱化推進計画の策定に向けて」 | | 18:30～18:45 |
| NPO 顧問・(一財)日本みち研究所 専務理事 森山誠二 | | |
| 5. NPO からお知らせ | 理事・事務局長 井上利一 | 18:25～18:30 |
| 6. 閉会・その後交流会 | | |

【テーマ 1】「近畿地方整備局における無電柱化の取組みについて」

目 次 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路管理課 課長補佐 大前利夫

近畿地整（直轄）における電線共同溝事業の概要

電線共同溝事業における PFI 方式の導入

新技術の活用（地下情報の 3 次元化の推進等）

無電柱化の広報

講演から主要な内容(資料)をご紹介します。

近畿地方整備局における取り組み状況 ①

■近畿地方整備局の事業費(交通安全事業等との同時整備除く)

約 40 億/年

■管内の事業箇所の状況

・全事業箇所数 85 箇所(約 214km)のうち、

55 箇所(約 132km)で無電柱化事業に着手済み(次頁表)。



近畿地方整備局 大前課長補佐の講演

	全事業		未事業化		R7事業計	
	箇所数	延長	箇所数	延長	箇所数	延長
総 計	85	約 214km	31	約82km	55	約132km

近畿地方整備局における取り組み状況 ②

計画	道路管理者	近畿計			福井県			滋賀県			京都府			大阪府		
		計画延長	合意延長	合意率	計画延長	合意延長	合意率	計画延長	合意延長	合意率	計画延長	合意延長	合意率	計画延長	合意延長	合意率
推進計画 (7期)	全管理者	190.3	136.4	72%	17.3	5.8	34%	6.8	6.1	90%	18.8	16.9	90%	40.8	33.9	83%
	内国管理	36.0	36.0	100%	0.9	0.9	100%	3.5	3.5	100%	2.7	2.7	100%	9.2	9.2	100%
3か年 緊急対策	全管理者	149.1	149.1	100%	2.9	2.9	100%	5.3	5.3	100%	7.1	7.1	100%	42.1	42.1	100%
	内国管理	35.6	35.6	100%	1.2	1.2	100%	0.0	0.0	—	2.4	2.4	100%	6.5	6.5	100%
推進計画 (8期)	全管理者	510.2	467.8	92%	7.7	7.9	100%	42.9	44.5	100%	65.3	54.4	83%	209.0	212.8	100%
	内国管理	185.7	186.8	100%	3.9	3.9	100%	34.4	34.4	100%	30.1	30.1	100%	51.7	51.7	100%

計画	道路管理者	近畿計			兵庫県			奈良県			和歌山県		
		計画延長	合意延長	合意率	計画延長	合意延長	合意率	計画延長	合意延長	合意率	計画延長	合意延長	合意率
推進計画 (7期)	全管理者	190.3	136.4	72%	47.0	38.5	82%	41.4	19.0	90%	18.8	16.9	46%
	内国管理	36.0	36.0	100%	9.8	9.8	100%	5.7	5.7	100%	2.7	2.7	100%
3か年 緊急対策	全管理者	149.1	149.1	100%	47.4	47.4	100%	23.3	23.3	100%	7.1	7.1	100%
	内国管理	35.6	35.6	100%	7.6	7.6	100%	14.2	14.2	100%	2.4	2.4	100%
推進計画 (8期)	全管理者	510.2	467.8	92%	61.6	57.8	100%	38.3	38.4	94%	65.3	54.4	100%
	内国管理	185.7	186.8	100%	32.5	32.5	100%	12.4	14.0	100%	30.1	30.1	100%

※推進計画(7期)・3か年緊急対策の計画延長は、令和6年度協議会(R7.3.14)時点の計画箇所リストより抽出
※合意率が100%を超えるものについては100%として表示

 国土交通省

京都国道事務所管内の整備状況



電線共同
電線共同

 電線共同溝整備済み
 電線共同溝整備中

■無電柱化を実施するにあたっての課題

Reason	Count
①コストが高い	374
②電力会社や通信会社などの調整が困難である	238
③工事の期間が長い	199
④トランスの置き場所がない	163
⑤道路が狭くて事業ができない	136
⑥地域の住民の協力が得られない（得られにくい）	127
⑦無電柱化の事業を理解した職員がいない	126
⑧何から手をついたらよいかわからない（ノウハウがない、他の事例がよくわからない）	84

Response Category	Percentage
① 実施した経験がある,	9.4%
② 現在、実施している,	10.8%
③ したことがない,	79.8%

N=1,788

※令和2年6月～7月にアンケート調査を実施。全国1,788自治体より回答
令和6年度第2回無電柱化推進技術検討会 資料による

無電柱化における課題等～従来方式から包括発注方式・PFI方式の導入へ～

方式	役割分担(案)		特徴
従来方式	官	設計協議(沿道、電線管理者、占有者)、 移設補償、工事監理、各種調整、維持管理	- 設計から工事迄各段階で民へ委託 - 各段階での協議や調整などを全て官側で実施
	民	詳細設計 コンサル 移設工事 占有者 本体工事 施工業者 引込管工事 電力・NTT 抜柱	
包括発注方式	官	包括委託の契約 移設補償、維持管理	- 設計、工事、事業調整を包括して民へ委託 - 本体工事着手後の試掘、修正設計、占有事業者調整等の事業期間を短縮 - 既存ストック活用方式は協定に基づく委託
	民	(包括発注) 設計協議(沿道、電線管理者、占有者)、 工事監理、各種調整 詳細設計 移設工事 本体工事 引込管工事 抜柱 電力・NTT	
PFI方式	官	PFI事業の契約 移設補償	- 設計、工事、事業調整、維持管理までを包括して民へ委託 - 年度毎に分割していた工事をまとめて発注し、工事毎の契約期間を省略し、事業期間を短縮 - 適切な割賦期間を設定 - 既存ストック活用方式以外にも拡大
	民	(PFI事業者) 設計協議(沿道、電線管理者、占有者)、 工事監理、各種調整 詳細設計 移設工事 本体工事 引込管工事 抜柱 維持管理	

○電線共同溝PFI事業

- 電線共同溝整備事業の調査から設計、工事、維持管理及びこれらに関する各種調整業務を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率的かつ効果的に実施し、無電柱化を推進するための手法

○電線共同溝PFIの特徴(一般のPFI事業とのちがい)

一般のPFI事業	電線共同溝PFI事業
① 事業の目的が、利用者へのサービス提供であることから、 <u>運営・維持管理業務の比重が大きい</u> 。	① 事業の目的が効率的な施設整備であり、運営・維持管理業務の比重が小さい。 ⇒整備後の抜柱までが無電柱化の目的、また事業予算を平準化するため、長期国債を活用
② 地上の工事が主で、設計変更リスク、工期延長リスクは小さい。 (設計変更が前提ではない)	② 地中の工事となり設計変更リスク、工期延長リスクが大きい。 ⇒設計後に事業費を確定する手続きを設定
③ 事業予定地の権利関係は整理されており、 <u>他利害関係者との調整は少ない</u> 。	③ 他の占有物件、支障物件、隣接地権者及び交通管理者(警察)等との調整に多く時間を要する。
④ 工期は通常、約1年半～3年程度である。	④ ②と③により、工事量のわりに工期が長い。 ※無電柱化の事業期間は、平均7年程度(都心では10年以上かかるケースもある)。 ⇒工事の手戻り最小化、円滑な事業促進のため、調整マネジメント業務を追加
⑤ 事業予定地において、既存の資産(ストック)所有者との調整は想定されない。	⑤ 既存ストック活用の場合には、既存ストック所有者との調整が必要となる。

講演では、その他に、近畿地方における具体的な電線共同溝PFI事業の事例紹介、【図解】PFI事業によって、工期が1年間短縮 低コスト管路材や小型化の特殊桝の採用 地下情報の3次元化の推進(道路地下空間のCIMの整備) 無電柱化の日(11/10)イベント すすめよう!無電柱化! スペシャルトークショー(11/9実施)の紹介などが紹介された。



大前課長補佐の動画配信(ユーチューブ動画:限定公開) https://youtu.be/vVG092v7_wQ

【テーマ2】「無電柱化の取組状況と観光地における無電柱化」

目次

国土交通省 道路局 環境安全・防災課 課長補佐 藤井久暢

1. 整備の状況等
2. コスト縮減の推進
3. 事業のスピードアップ
4. 占用制限の的確な運用
5. 支援措置等
6. 観光地での無電柱化



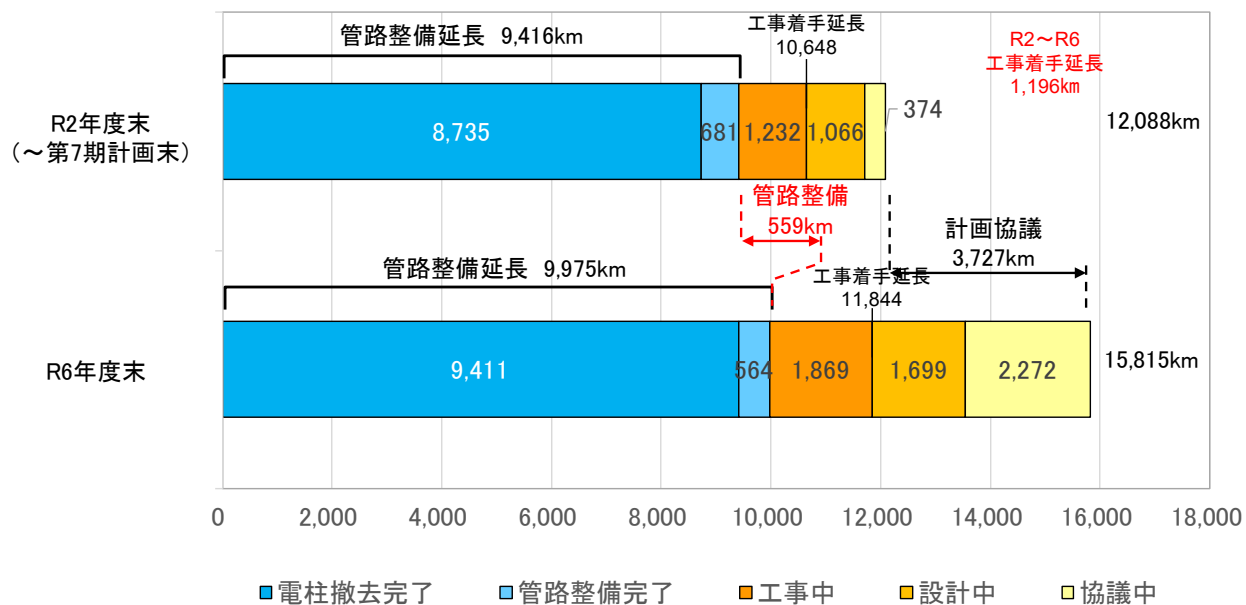
藤井課長補佐の動画配信(ユーチューブ動画:限定公開)

<https://youtu.be/xHf7NUXXGkM>

講演から主要な内容(資料)をご紹介します。

無電柱化の進捗状況

- 令和6年度末までに、約1万kmの管路整備が完了。
- 現行計画の期間内(R3～R7)では令和6年度末までの4年間で約559kmの管路整備が完了したほか、約3,700kmで計画協議に着手済み。



- 現行計画では進捗状況を確認する指標として、「防災」、「安全・円滑交通確保」、「景観形成・観光振興」について、工事着手ベースで目標を設定。

分類	対象	母数	指標		
			初期値 (R1年度末)	R6年度 (実績)	目標値 (R7年度末)
防災	電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率	19,380km	約38% (7,380km)	約47% (9,064km)	約52% (10,060km)
安全	特定道路における無電柱化着手率	4,447km	約31% (1,398km)	約33% (1,482km)	約38% (1,698km)
景観・観光	世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数	89地区	37地区	44地区	46地区
	重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数	123地区	56地区	60地区	67地区
	歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数	121地区	46地区	54地区	58地区

能登半島地震等での課題

- 能登半島地震では、約3,100本の電柱倒壊などにより道路閉塞が発生した一方、輪島市をはじめ8市町で無電柱化を実施した約20kmの区間では、発災直後から救助・復旧活動を行う車両通行が可能となった
- 電柱・電線撤去作業は、道路管理者(土木業者)では対応できないため、電線管理者の協力が必要不可欠であり、電線管理者の作業(感電防止措置、電線切断、電柱撤去など)待ちが発生。



石川県輪島市 国道249号



石川県輪島市 広域農道



石川県穴水町 県道303号

改正道路法に基づく道路啓開計画について

- 今後策定する「道路啓開計画」では、緊急輸送道路の無電柱化や倒壊電柱の撤去訓練などにも反映する予定。

1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化

<初動対応の強化>

- 円滑な緊急輸送確保に向け、**道路啓開計画を法定化**、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**(承認工事の特例の創設)

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
(人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保)

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の
備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ **法定協議会**(道路管理者+関係機関)を経て決定

■令和6年能登半島地震における道路啓開

- STEP1 各役所(輪島市、能登町、珠洲市)までのアクセス(縦軸・横軸)を確保
- STEP2 多数の孤立集落がある249等の沿岸部へのアクセス(「くしの歯」の「歯」)を優先的に確保
- STEP3 249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



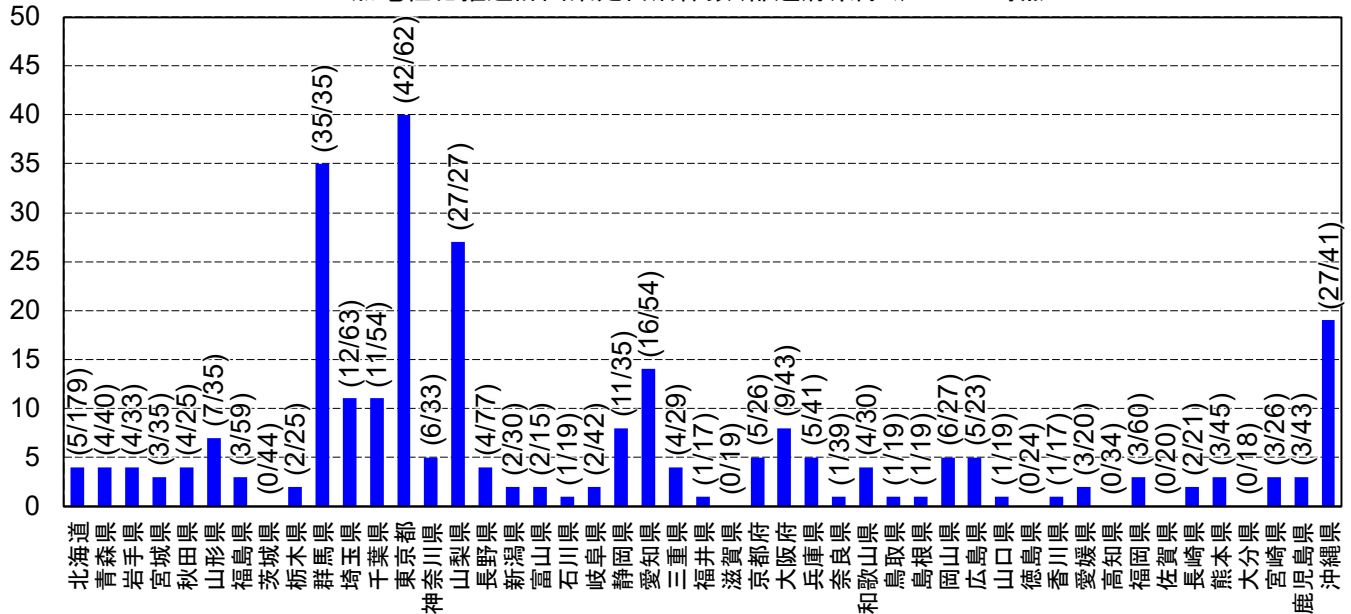
策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

地方版無電柱化推進計画の策定状況

p.6 のアンケートから全国の自治体数は、1778。無電柱化を推進する市区町村長の会会員数は 305。

- 47都道府県は、全て無電柱化推進計画を策定済み。
- 291市区町村で、無電柱化推進計画を策定済み。
- R2年度末の94市区町村(都道府県は策定済)からR6年度までに197市区町村が新たに策定。

無電柱化推進計画策定自治体数(都道府県除く) R7.3時点

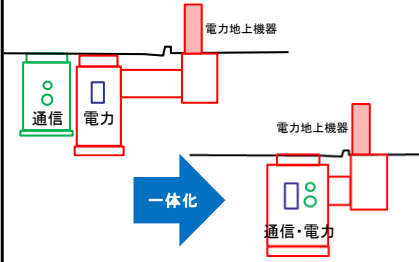


無電柱化コスト縮減の手引きの策定

- 低コスト技術の現場での適用を一層推進してくため、最新の技術・工法をとりまとめた「無電柱化コスト縮減の手引き(令和6年3月)」を策定し、道路管理者へ周知。

特殊部の共有化・コンパクト化

- 特殊部において、電力・通信が個別に配置するマンホールを一体化



トレンチャーの活用

- 一定の深さと幅で連続掘削が可能



トレンチャー

地中探査技術の活用

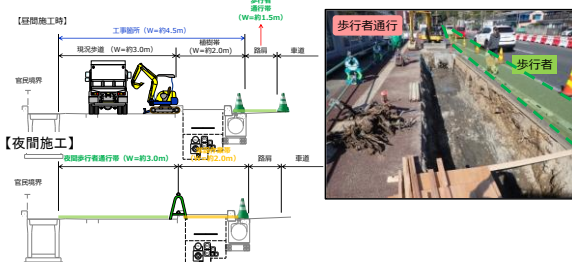
- レーダー地中探査により地下埋設物を可視化し、施工時の手戻り等を防ぐ



昼間施工・常設作業帯

- 夜間に比べ日当たり施工量が大きく、掘削箇所の日々復旧も不要。

【昼間施工】

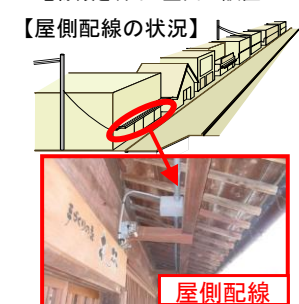


迂回配線・屋側配線

- 無電柱化する道路から迂回させて配線



- 電線類を軒下・壁面に設置

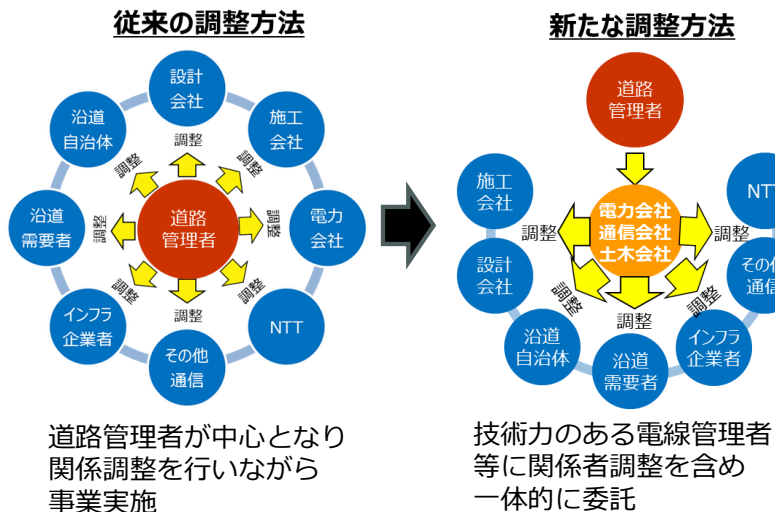


事業のスピードアップ(包括委託の実施状況)

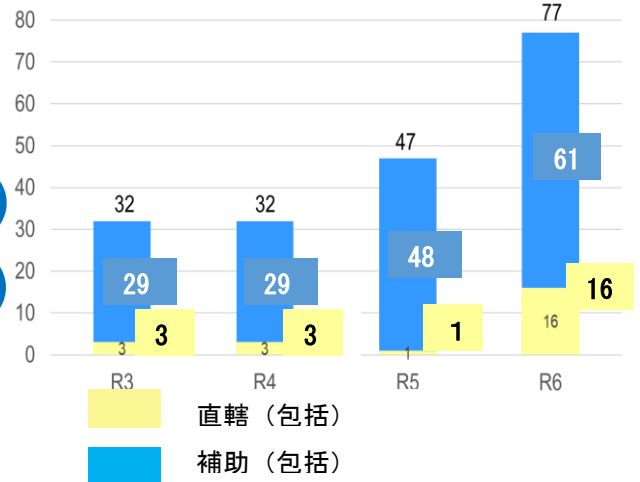
- 事業のスピードアップや民間の技術力の活用を図るため設計から施工までを一体的に発注する包括委託方式やPFI方式の活用を推進。
- R6年度まで、包括委託方式188件を契約。また、包括委託を活用しやすくするためR7年度より国庫債務負担行為の年限を3か年から5か年に拡大。

<包括委託方式>

- 設計・施工や関係者調整等を一体的に実施する包括委託等による事業のスピードアップを目指す



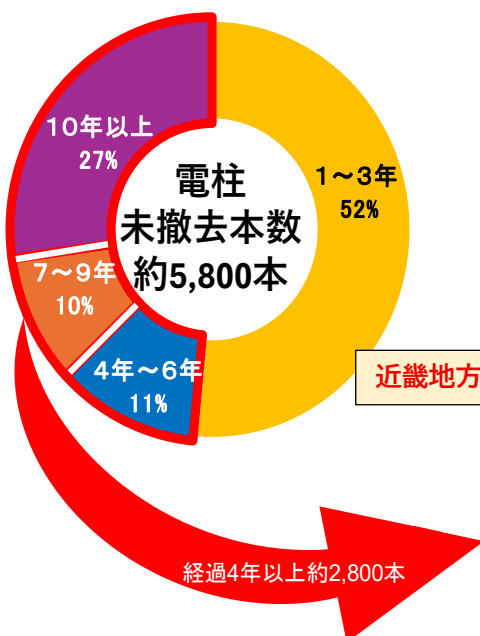
包括委託等 工事件数の推移



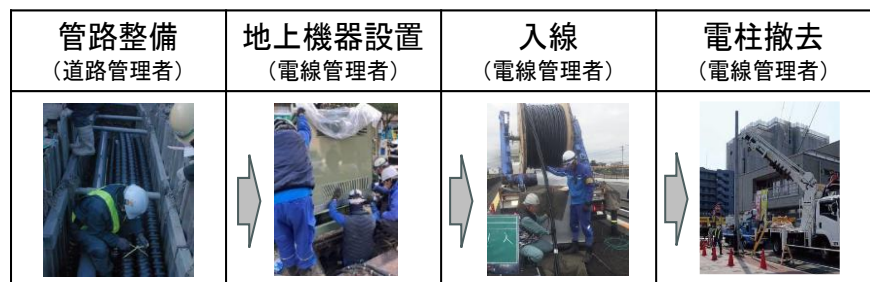
管路整備後の電柱未撤去の状況

- 道路管理者が管路整備後、電線管理者により入線・電柱撤去作業を実施するが、関係者間の調整、合意形成が難航しており、電柱撤去までに時間を要する事例がある。
- 道路管理者・電線管理者が協力し、早期の電柱撤去を進めるとともに、電柱撤去の迅速化に向けた取り組みが必要。

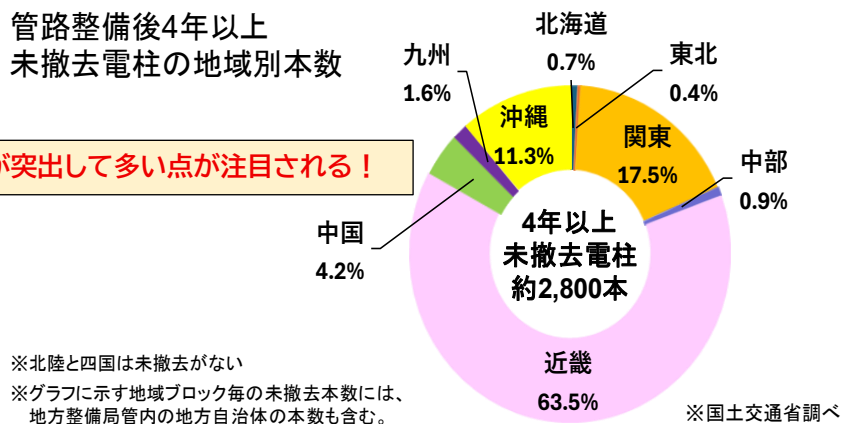
■電柱未撤去の経過年数 (R6年度末時点)



■入線・電柱撤去の流れ



管路整備後4年以上未撤去電柱の地域別本数

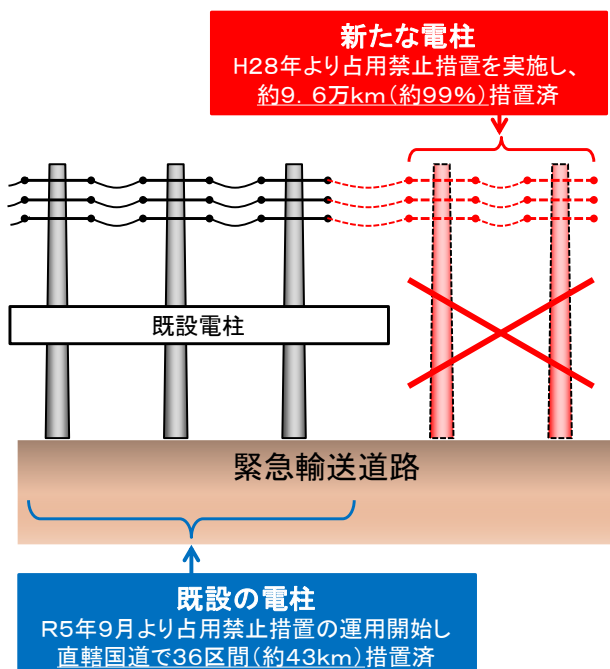


緊急輸送道路における電柱の占用制限の実施状況

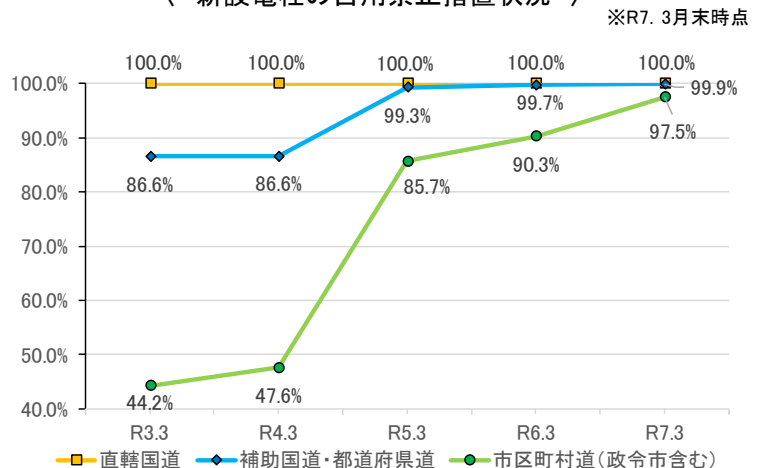
対象	新設電柱	既設電柱
道路区域内の電柱 (無電柱化法第11条) (道路法第37条)	防災 運用通達(H28.4～) - 緊急輸送道路 運用指針(H31.4～) - 避難路など防災上重要な道路等 安全・円滑 - 路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触の恐れが頻繁に生じている道路等 - 道路構造令の幅員未滿の幹線道路(幅員7m未滿かつ500台/日以上) - バリアフリー基準(有効幅員2m※)未滿の福祉施設周辺、通学路 等 ※歩行者の交通量が多い道路は3.5m	防災 運用通達(R5.6～) 緊急輸送道路(優先度の高い区間から順次導入)
新築・改築等を行う道路 (電線共同溝を同時に整備) (無電柱化法第12条)	省令改正(H31.4～) - 道路事業 - 市街地開発事業 - 開発許可を受けて行う事業 等	左記事業の実施と併せて行うことができるときは、既設電柱又は電線を撤去。
道路区域外の電柱 (道路法第44条)	運用通達(R3.9～) 防災 沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止するため、沿道区域届出勧告制度の導入	更新又は移設により道路閉塞のリスクが増大する場合のみ

緊急輸送道路における電柱の占用制限の実施状況

- 「新設電柱の占用制限」は、緊急輸送道路全体の99%で実施済。令和7年度に残り約350kmを指定し100%となる見込み。(H28年度から開始)
- 「既設電柱の占用制限」は、高速道路のインターチェンジから広域防災拠点等の区間を中心に実施し、36区間、約43kmを指定済。令和7年度に新たに7区間、約8kmを指定予定。(R5年度から開始)



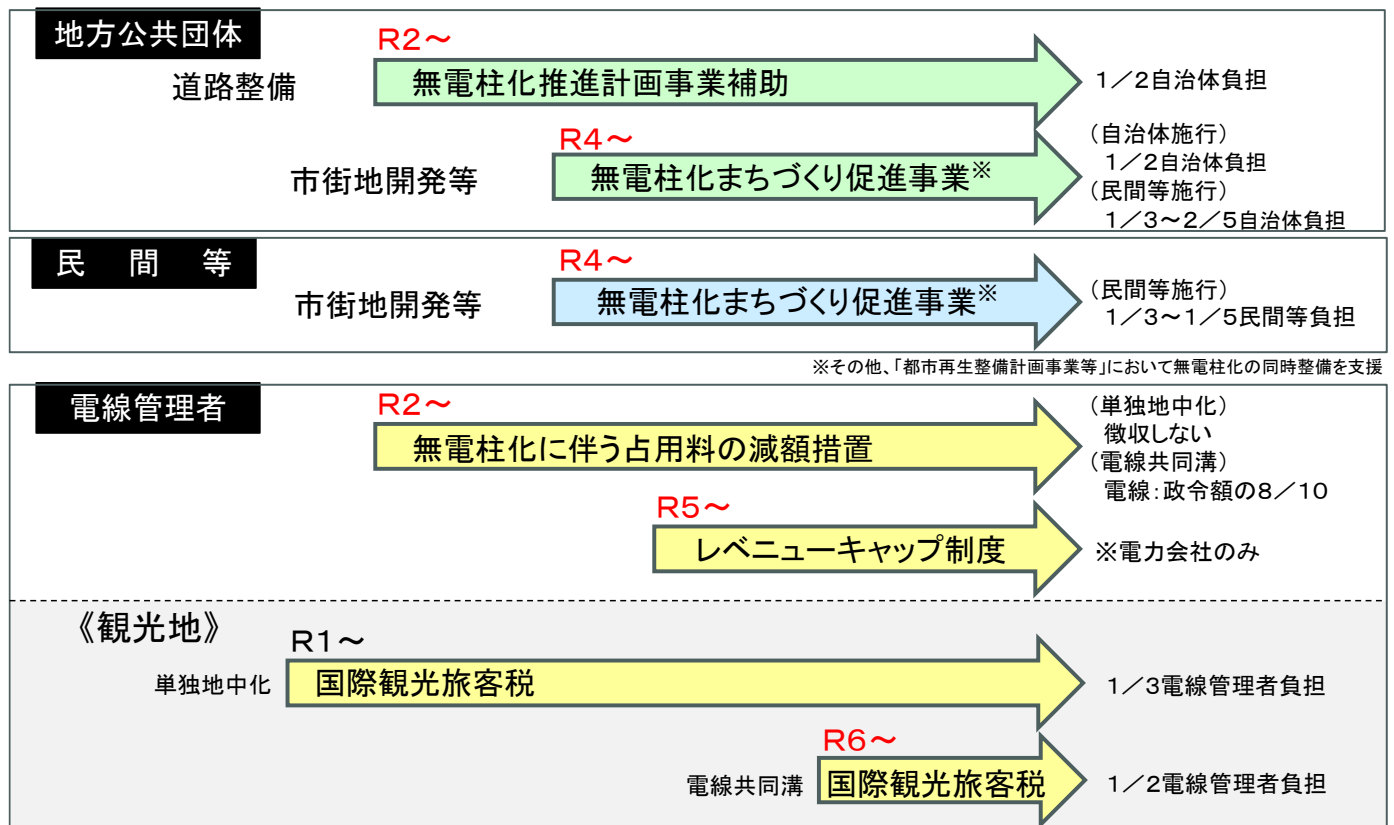
〈 新設電柱の占用禁止措置状況 〉



(占用禁止措置済延長/全緊急輸送道路延長)
※高速道路・道路法以外の道路除く

無電柱化の財政支援措置等（近年の制度創設分）

- 無電柱化の推進に向けて、緊急輸送道路をはじめとした個別補助制度による重点的な支援のほか、市街地開発事業等に際して行われる無電柱化についても、各種補助制度により支援。
- 電線管理者に対して、観光地を対象に単独地中化等の無電柱化を支援。



無電柱化に関する支援メニュー

国土交通省道路局ホームページに、各メニュー概要を掲載

https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/pdf/chi_13_01.pdf

番号	制度名	該当ページ	国土交通省の所管局				補助等対象者			無電柱化の事業手法			
			道路局	都市局	住宅局	観光庁	自治体	開発事業者	電線管理者	電線共同溝方式	単独地中化方式	要請者負担方式	自治体管路方式
1	無電柱化推進計画事業補助	2	○	○			○			○		○	
2	無電柱化まちづくり促進事業	3		○			○	○				○	○
3-1	都市再生整備計画事業	4		○			○	○		○		○	○
3-2	都市構造再編集集中支援事業	5		○			○	○		○		○	○
3-3	まちなかウォークラブル推進事業	6		○			○	○		○		○	○
4	都市再生区画整理事業	7		○			○	○		○		○	○
5	街なみ環境整備事業	8			○		○	○		○		○	○
6	観光地域振興無電柱化推進事業	9				○	○		○	○	○		
7	住宅市街地総合整備事業	10			○		○	○		○		○	○
8	密集市街地総合防災事業	11			○		○	○		○		○	○
9	無利子融資（電線敷設工事資金貸付金）	12	○						○	○			
10	固定資産税の特例措置	13	○						○	○	○		
11	無電柱化に伴う占用料の減免措置	14	○						○	○	○		

【参考】観光地域における無電柱化の支援施策・時代の要請とともに進化する「御堂筋」

- 観光による地域振興に向けた無電柱化を推進するため、電線管理者の無電柱化を支援。
 ○具体的には、国際観光旅客税を財源に観光地における電線共同溝の電線管理者負担分や、電線管理者が実施する単独地中化の費用を国と地方公共団体が補助。

＜補助内容＞○単独地中化方式（屋側・迂回配線含む）、共同管路方式により無電柱化に要する経費
 ○無電柱化に併せて電線管理者が行う情報提供設備や道路の美装化等、観光まちづくりに資すると認められる費用（※）
 （※）地上機器へのWi-Fi設備による観光情報の提供、地上機器を活用した観光案内（地図など）の明示、無電柱化後の歩道復旧の際に周辺の道路に調査した舗装の美装化、無電柱化と併せて、道路照明等の美装化や街路樹を整備

＜活用イメージ＞

富士山（静岡県富士市）



出雲大社神門通り（島根県出雲市）



十和田湖（秋田県小坂町）

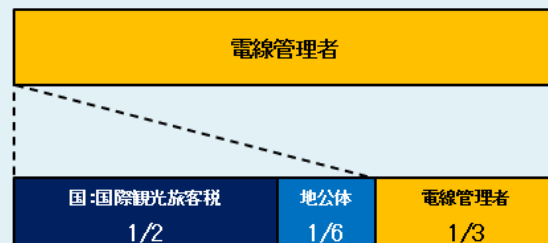


国際通り（沖縄県那覇市）

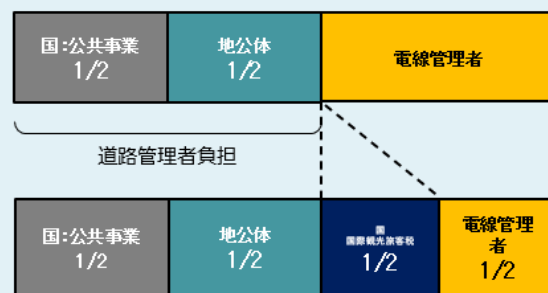


＜補助割合＞

■ 単独地中化方式【R1年度～】



■ 共同管路方式【R6年度～】



- 御堂筋は、1937年の大改築を経て、高度経済成長期にはビジネスゾーンとして関西経済の発展に寄与。
- 電線をすべて地下に配し、イチョウ並木とともに美しい街並みを形成している御堂筋は、世界に誇る「ストリート」に転換することを目指し、地域が主体となって人中心の道路空間に向けた整備を推進。

■ 御堂筋の歴史



■ 将来の御堂筋の目指す姿



【テーマ 3】法定第 3 期無電柱化推進計画の策定に向けて

目 次

一般財団法人日本みち研究所・当 NPO 顧問 森山誠一

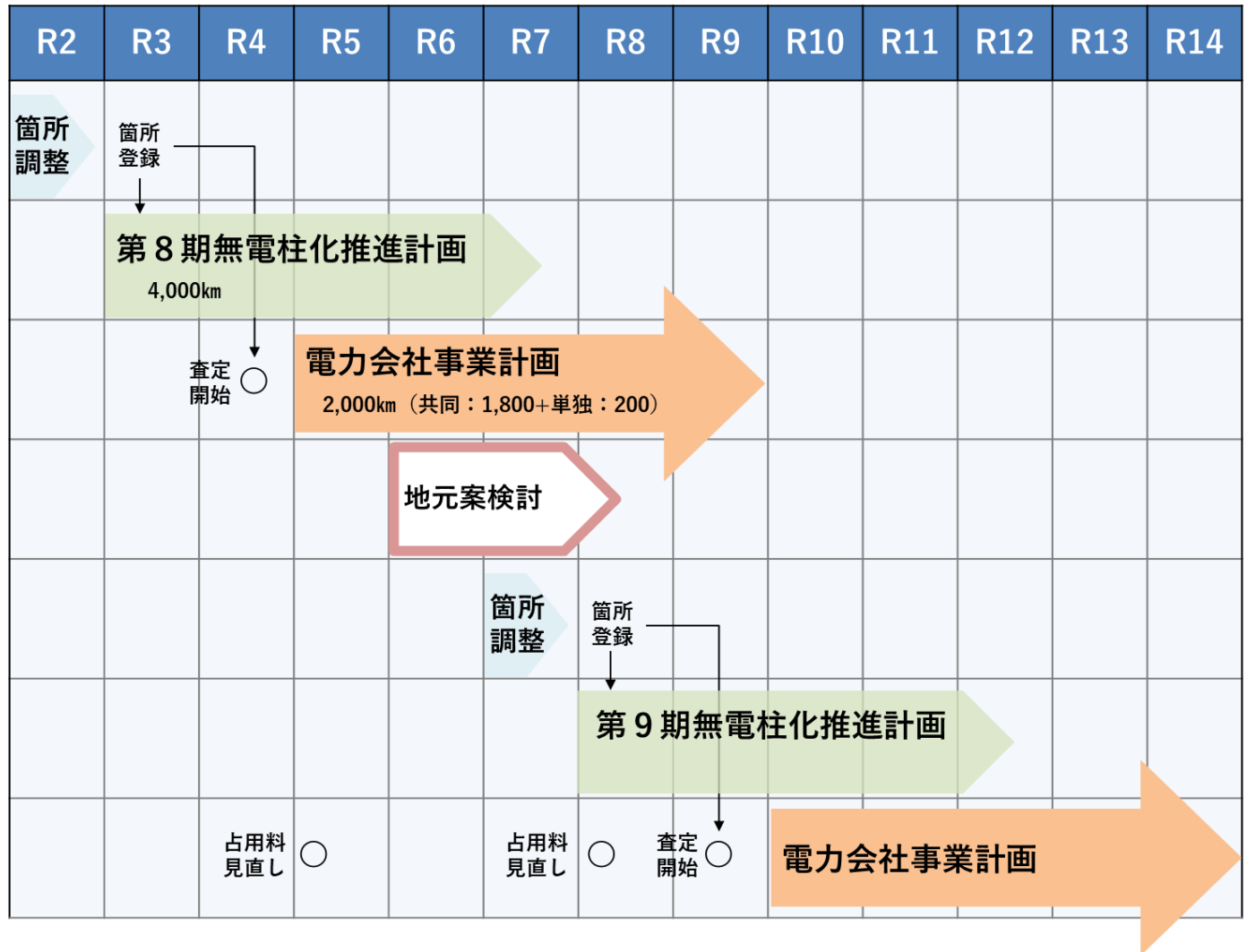
1. 法律の基づき無電柱化の主体の明確化
2. 占用制限制度の厳格な運用
3. 既存電柱の撤去の推進
4. 建設負担金の見直し
5. 外部不経済効果の内部化
6. 外部経済効果の内部化



森山顧問の動画配信(ユーチューブ動画:限定公開)

<https://youtu.be/c35ss1x9FzY>

講演から主要な内容(資料)をご紹介します。



1 法律の基づき無電柱化の主体の明確化

無電柱化推進法 5 条では電線管理者の責務とされているにもかかわらず、現在の推進計画では多くの場合、道路管理者、地方自治体が主体とされている。

法律を遵守し、電線管理者が無電柱化の主体であることを明記し、電線共同溝はあくまで無電柱化を実現するための支援施策として位置づけるべきではないか。

2 占用制限制度の厳格な運用

無電柱化法 12 条前段規定に基づき平成 30 年 3 月に道路法省令が改正された。

道路事業や面整備との一体的に地中化工事が行われない場合には、その後は電柱・電線の設置は認められないはずであるが必ずしもそうならない。

運用の厳格化を図るべきではないか。

電線・電柱は義務占用物件ではあるが無余地性は条件となっている。

しかしながら占用許可更新時には審査されずに、ひいては道路上に電線・電柱を野放しにさせる結果となっている。

厳格な運用とそのための体制整備を図るべきではないか。

3 既存電柱の撤去の推進

平成 30 年 3 月のあり方委員会において、既存電柱の占撤去については、10 年程度の猶予を与えることで法的な問題はないとされたにもかかわらず、道路法 37 条の占用制限は課長通達により新設に限定している。

早急に既存電柱にも広げるべきではないか。

既設電柱の撤去の猶予期間

既設電柱の撤去の猶予期間としては、

- ・ 電柱の占用期間が最大10年以内とされていること
- ・ 無電柱化の事業期間は、平均7年程度とされていること

を踏まえ、10年間を設定することが適切ではないか。

既設電柱の撤去と損失補償のあり方

既設電柱の撤去に係る電線管理者の損失補償について、10年の猶予期間を設けて更新を許可しない(地中での電線の占用は許可する)場合には、原則として補償しないこととしても問題ないのではないか。(移設費が著しく高額なケースなど、「社会通念上の受忍義務の範囲を超える損失」については、個別具体的に補償を検討)

同あり方委員会において、無電柱化法 12 条後段規定を発動し道路整備・面開発にあたり既存電柱を撤去することは、10 年の猶予期間を設けることで補償の必要はないとされている。

早急に後段規定の発動のための省令か改正を行うべきではないか。

無電柱化法第12条に基づく既設電柱の撤去

無電柱化法第12条後段に規定する電柱の撤去が可能なのは、当該電柱が撤去されるよう占用制限を活用すべきではないか。この場合の当該電柱の撤去に伴う電線管理者の損失補償については、10年の猶予期間を設けて更新を許可しないこととした上で、移設費が著しく高額なケースには該当しないものとして、補償しないこととしても問題ないのではないか。

○無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）〔抄〕
（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

4 建設負担金の見直し

電線共同溝事業における電線管理者分の負担の考え方が現実的ではなく、極めて電線管理者側に配慮したものとなっている。

掘削及び埋戻し費用を 1000 万円/Km としているが、これは道路交通を全く考慮しない前提であり、現実的には数十倍になるのではないか。

現在は公共事業予算は大変厳しく、また電力会社はレベニューキャップ制度により負担金は費用に計上できることから、実態にあった負担とするべきではないか。

＜建設負担金 算出例＞

※出典：電線共同溝の整備等に関する特別措置法の解説(以下「解説」)

【算定条件】

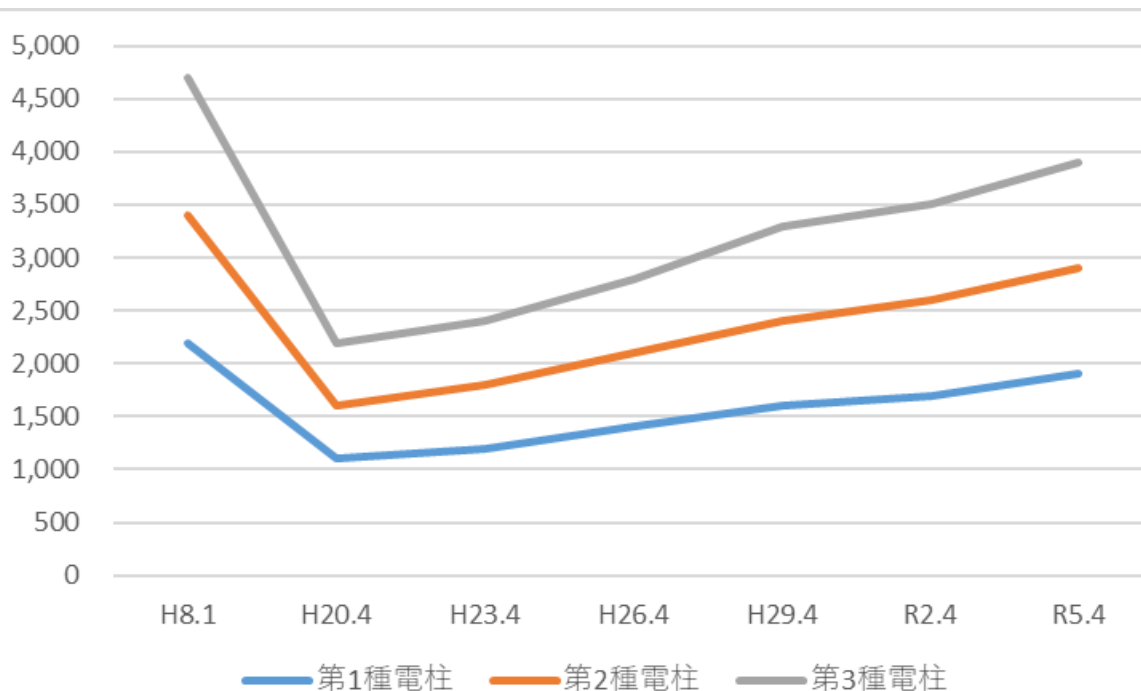
- ・電線の埋設方式は、直接埋設方式(地下30cm程度の深さに埋設)とする。
- ・直接埋設方式のため、電線の耐用年数(約25年)ごとに掘削及び埋戻しを行うものとする。
- ・掘削及び埋戻し費用は、1,000万円/kmと仮定する。
- ・占用期間は45年(電線共同溝の耐用年数)と仮定する。
- ・現在価格に割り戻す際の年利率は、6.5%とする。

5 外部不経済効果の内部化

無電柱化は法律まで制定し国策として実施しているにもかかわらず、道路占用料がそうした施策に対応したものとはなっていない。

政策推進に適応した形で占用料金の見直しを実施するべきではないか。

	H8.1	H20.4	H23.4	H26.4	H29.4	R2.4	R5.4
第1種電柱	2,200	1,100	1,200	1,400	1,600	1,700	1,900
第2種電柱	3,400	1,600	1,800	2,100	2,400	2,600	2,900
第3種電柱	4,700	2,200	2,400	2,800	3,300	3,500	3,900



第1種電柱
電柱に設置される変圧器を含め、3条以下の電線を支持する電柱を指します。

第2種電柱
電柱に設置される変圧器を含め、4条または5条の電線を支持する電柱を指します。

第3種電柱
6条以上の電線を支持する電柱を指します。

6 外部経済効果の内部化

レベニューキャップ制度により電力会社は無電柱化による費用は回収できることになったが、利益を生むものではないため、前向きに取り組む動機に乏しい。

外部経済効果に相当する部分はインセンティブとして費用として計上できないか。

あわせて通信事業者においても無電柱化費用を料金として回収できるようにするべきでないか。